

議案第 31 号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

介護についての申出があった場合における措置等を定める等の必要がある。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年杉並区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第7項第2号中「、条例第11条の2第1項の規定による請求にあつては3歳に、条例第11条の3第1項の規定による請求にあつては」を削り、同条第9項中「の請求」を「の規定による請求」に、「の届出」を「の規定による届出」に改め、同条第10項中「第7項第1号及び第2号」を「第7項各号」に、「第6項中「第1項」を「第6項中「第1項の規定による請求が」に、「」と、「次の各号」とあるのは「第1号」を「の規定による請求が」と、「次の各号」とあるのは「第1号」に改める。

第29条の2の見出しを「（子の看護等のための休暇）」に改め、同条第1項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、「満12歳」の次に「（次に掲げる場合にあつては、満18歳）」を加え、「看護（」を「看護等（」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行うことをいう」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育委員会が定めるものへの参加をすることをいう。第4項において同じ」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1） 当該職員が養育する当該子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合
- （2） 当該職員が養育する当該子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合
- （3） 当該職員が養育する当該子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合
- （4） 当該職員が養育する当該子が、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）にかかっている場合で

あって、その疾病の状態が同条第3項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。

第29条の2第2項及び第3項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同条第4項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に、「看護を」を「看護等を」に改める。

第30条の2の2第1項第1号中「（昭和24年法律第283号）」を削り、同項第3号中「（昭和25年法律第123号）」を削り、同項第4号中「児童福祉法第6条の2第1項に規定する」を削り、「同条第3項の規定により当該」を「児童福祉法第6条の2第3項の規定により」に改める。

第32条の3を第32条の5とし、第32条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第32条の3 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

- （1） 条例第11条第2項において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限
- （2） 条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限
- （3） 条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限
- （4） 条例第17条第1項に規定する短期の介護休暇
- （5） 条例第18条第1項に規定する介護休暇
- （6） 条例第18条の2第1項に規定する介護時間

2 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 前項各号に掲げる制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）
- （2） 介護両立支援制度等の請求先又は申請先
- （3） 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

3 条例第18条の4第1項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項

を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 当該職員が希望する場合にあっては、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（当該電気通信を受信した職員がその記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下「電子メール等」という。）の送信による方法

4 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 職員が希望する場合にあっては、電子メール等の送信

5 条例第18条の4第2項の規定により、職員に対して、第2項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信による方法

(勤務環境の整備に関する措置)

第32条の4 条例18条の5第1項第3号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限) 第8条の2 略 2～6 略 7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が_____ _____小学校就学の始期に達した場合 8 略 9 教育委員会は、第1項<u>の規定による請求</u>又は前項<u>の規定による届出</u>に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。 10 前各項の規定（第6項第3号及び第4号並びに<u>第7項各号</u>）を除く。）は、条例第11条の2第2項及び第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、「条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項の規定による請求が」とあるのは「第10項において準用する第1項の規定による請求が」と、「次の各号」とあるのは「第1号及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは	(育児又は要介護者の介護を行う職員の超過勤務の制限) 第8条の2 略 2～6 略 7 超過勤務制限開始日から起算して第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同項の規定による請求は、超過勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。 (1) 略 (2) 当該請求に係る子が、条例第11条の2第1項の規定による請求にあっては3歳に、条例第11条の3第1項の規定による請求にあっては小学校就学の始期に達した場合 8 略 9 教育委員会は、第1項の<u>請求</u>_____又は前項の<u>届出</u>_____に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求又は届出をした職員に対して証明書等の提出を求めることができる。 10 前各項の規定（第6項第3号及び第4号並びに<u>第7項第1号及び第2号</u>）を除く。）は、条例第11条の2第2項及び第11条の3第2項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「条例第11条の2第1項又は条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項又は条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、「条例第11条の2第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第1項の規定による請求に係る期間」とあるのは「条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間と条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による請求に係る期間」と、第2項中「条例第11条の3第1項」とあるのは「条例第11条の3第2項において準用する同条第1項」と、第3項及び第4項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第5項中「前項」とあるのは「第10項において準用する前項」と、第6項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第1号_____及び第2号」と、同項第1号中「子」とあるのは

新	旧
は「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が当該要介護者と当該請求をした職員若しくは当該要介護者のパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したこと又は当該請求をした職員と当該請求をした職員の親族若しくはパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したことにより要介護者」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、前項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。	は「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子」とあるのは「要介護者が当該要介護者と当該請求をした職員若しくは当該要介護者のパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したこと又は当該請求をした職員と当該請求をした職員の親族若しくはパートナーシップ関係の相手方との親族関係若しくはパートナーシップ関係が消滅したことにより要介護者」と、第7項中「第1項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、「次の各号」とあるのは「第10項において準用する前項第1号及び第2号」と、「同項」とあるのは「第10項において準用する第1項」と、第8項中「前2項」とあるのは「第10項において準用する前2項」と、「第6項各号」とあるのは「第10項において準用する第6項第1号及び第2号」と、前項中「第1項」とあるのは「次項において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。
（子の看護等のための休暇）	（子の看護のための休暇）
第29条の2 子の看護等のための休暇は、満12歳（次に掲げる場合にあつては、満18歳）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち教育委員会が定めるもののへの参加をすることをいう。第4項において同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。	第29条の2 子の看護のための休暇は、満12歳_____に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行うことをいう_____。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。
(1) 当該職員が養育する当該子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合 (2) 当該職員が養育する当該子が、厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている場合又は東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている場合 (3) 当該職員が養育する当該子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 (4) 当該職員が養育する当該子が、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病（以下「小児慢性特定疾病」という。）にかかっている	

新	旧
場合であって、その疾病の状態が同条第3項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。 2 子の看護等のための休暇は、一の年において、日又は時間を単位として、5日（養育する子が、2人の場合にあつては10日、3人以上の場合にあつては10日に2人を超える養育する子の人数1人につき2日を加えた日数）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。 3 1時間を単位として承認された子の看護等のための休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間）をもって1日とする。 4 教育委員会は、子の看護等のための休暇を承認するときは、看護等を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。 （子育て部分休暇） 第30条の2の2 条例第18条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。 （1）当該職員の子が、身体障害者福祉法_____の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合 （2） 略 （3） 当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律_____の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 （4） 当該職員の子が、_____小児慢性特定疾病にかかっている場合であつて、その疾病の状態が児童福祉法第6条の2第3項の規定により小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。 2～9 略 （配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第32条の3 条例第18条の4第1項の教育委員会規則で定める制度又は措置は、次のとおりとする。 （1） 条例第11条第2項において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限 （2） 条例第11条の2第2項において準用する同条第1項の規定による超過勤務の制限 （3） 条例第11条の3第2項において準用する同条第1項の規定による超	2 子の看護のための休暇は、一の年において、日又は時間を単位として、5日（養育する子が、2人の場合にあつては10日、3人以上の場合にあつては10日に2人を超える養育する子の人数1人につき2日を加えた日数）以内で承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。 3 1時間を単位として承認された子の看護のための休暇を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員にあつては、その者の1日当たりの平均勤務時間）をもって1日とする。 4 教育委員会は、子の看護のための休暇を承認するときは、看護を必要とすることを確認できる証明書等の提出を求めることができる。 （子育て部分休暇） 第30条の2の2 条例第18条の2の2第1項の教育委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。 （1） 当該職員の子が、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている場合 （2） 略 （3） 当該職員の子が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合 （4） 当該職員の子が、児童福祉法第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病にかかっている場合であつて、その疾病の状態が同条第3項の規定により当該_____小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める程度であるとき。 2～9 略

新	旧
<u>過勤務の制限</u> (4) <u>条例第 17 条第 1 項に規定する短期の介護休暇</u> (5) <u>条例第 18 条第 1 項に規定する介護休暇</u> (6) <u>条例第 18 条の 2 第 1 項に規定する介護時間</u> 2 <u>条例第 18 条の 4 第 1 項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>前項各号に掲げる制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）</u> (2) <u>介護両立支援制度等の請求先又は申請先</u> (3) <u>地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 70 条の 4 第 1 項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項</u> 3 <u>条例第 18 条の 4 第 1 項の規定により、職員に対して、前項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。</u> (1) <u>面談による方法</u> (2) <u>書面を交付する方法</u> (3) <u>当該職員が希望する場合にあっては、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（当該電気通信を受信した職員がその記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下「電子メール等」という。）の送信による方法</u> 4 <u>条例第 18 条の 4 第 1 項の教育委員会規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。</u> (1) <u>面談</u> (2) <u>書面の交付</u> (3) <u>職員が希望する場合にあっては、電子メール等の送信</u> 5 <u>条例第 18 条の 4 第 2 項の規定により、職員に対して、第 2 項各号に掲げる事項を知らせる場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかによって行わなければならない。</u> (1) <u>面談による方法</u> (2) <u>書面を交付する方法</u> (3) <u>電子メール等の送信による方法</u> <u>（勤務環境の整備に関する措置）</u> 第32条の4 <u>条例18条の 5 第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げる措置とする。</u>	

新	旧
<u>(1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び職員に対する当該事例の提供</u> <u>(2) 職員に対する介護両立支援制度等及び介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知</u> (業務量の適切な管理等) 第32条の5 略	(業務量の適切な管理等) 第32条の5 略